

令和4年10月21日提出

令和4年第1回

小金井市議会臨時会議案

(写)  
小議発第114号  
令和4年10月19日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長  
鈴木 成 夫

令和4年第1回小金井市議会臨時会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長職務代理者から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

議案第61号 令和4年度小金井市一般会計補正予算（第9回）

議案第62号 小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第61号

令和4年度

小金井市

一般会計補正予算

(第9回)

令和4年度小金井市一般会計補正予算（第9回）

令和4年度小金井市の一般会計の補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ70,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,163,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月21日提出

東京都小金井市長職務代理者

小金井市副市長 小澤賢治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 2,260,226	千円 70,000	千円 2,330,226
	1 基金繰入金	2,256,899	70,000	2,326,899
歳入合計		52,093,455	70,000	52,163,455

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 4,920,554	千円 72,043	千円 4,992,597
	4 選挙費	103,029	72,043	175,072
13 予備費		114,112	△2,043	112,069
	1 予備費	114,112	△2,043	112,069
歳出合計		52,093,455	70,000	52,163,455

議案第61号資料1

令和4年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第9回)



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 2,260,226	千円 70,000	千円 2,330,226
	1 基金繰入金	2,256,899	70,000	2,326,899
歳入合計		52,093,455	70,000	52,163,455



## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,920,554	千円 72,043	千円 4,992,597
	4 選 挙 費	103,029	72,043	175,072
13 予 備 費		114,112	△2,043	112,069
	1 予 備 費	114,112	△2,043	112,069
歳 出 合 計		52,093,455	70,000	52,163,455

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			72,043
			72,043
			△2,043
			△2,043
			70,000

2 歳 入

款 19 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,430,000	千円 70,000	千円 1,500,000	1 財政調整基金繰入金	千円 70,000

説	明
1 財政調整基金繰入金	<div style="text-align: right;">千円</div> (財 政 課) 70,000

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 4 選 挙 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 市長選挙費	0	55,309	55,309			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
55,309			
55,309	1 報酬	4,875	1 市長選挙に要する経費 (選挙管理委員会) 55,309
	3 職員手当等	4,115	1 報 酬 ( 4,875) 投票管理者報酬 1,020 投票立会人報酬 560 選挙長報酬 17 期日前投票管理者報酬 170 期日前投票立会人報酬 280 選挙立会人報酬 84 選挙事務会計年度任用職員報酬 2,744
	7 報償費	12,238	3 職員手当等 ( 4,115) 7 報 償 費 ( 12,238) 選挙事務従事者謝礼 11,875 ポスター掲示場提供者謝礼 321 立候補予定者説明会・立候補届出受付手話通訳者謝礼 26 立候補予定者説明会・立候補届出受付保育士謝礼 16
	10 需用費	4,462	10 需 用 費 ( 4,462) 消耗品費 1,683 食糧費 193 印刷製本費 2,464 医薬材料費 122
	1 消耗品費	1,683	
	4 食糧費	193	
	5 印刷製本費	2,464	
	14 医薬材料費	122	
	11 役務費	4,764	11 役 務 費 ( 4,764) 郵便料 4,243 電話料 178 交付機等保守点検料 329 筆耕料 14
	1 郵便料	4,243	
	2 電話料	178	
	5 手数料	329	
	6 その他の役務費	14	
	12 委託料	15,226	12 委 託 料 ( 15,226) ポスター掲示場作製設置等委託料 3,207 選挙公報配布委託料 893 投・開票所設営等委託料 4,180 選挙投票管理システムサポート委託料 1,842 投票用紙読取分類機操作サポート委託料 566 選挙案内状作成委託料 3,300 廃棄文書リサイクル処理委託料 77 期日前投票所保安警備委託料 179 音声版選挙公報作成委託料 222 当日投票所保安警備委託料 476 投票用紙リサイクル処理委託料 178 投票所案内チラシ配布委託料 106
	13 使用料及び賃借料	1,753	13 使 用 料 及 び 賃 借 料 ( 1,753) 電子複写機使用料 345 ファクシミリ借上料 35 自動車借上料 354 車椅子借上料 100 投票所借上料 140 開票所駐車場借上料 100 会場借上料 366 電話機借上料 83 期日前投票所設営備品借上料 230
	18 負担金補助及び交付金	7,876	18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金 ( 7,876) 公費負担 7,876

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 市長選挙啓発費	0	1,375	1,375			
6 市議会議員選挙費	0	15,359	15,359			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,375			
1,375	7 報償費	48	1 市長選挙啓発に要する経費 (選挙管理委員会) 1,375
	10 需用費 1 消耗品費	349 349	7 報 償 費 ( 48) 選挙時街頭啓発謝礼 48
	12 委託料	978	10 需 用 費 ( 349) 消耗品費 349
			12 委 託 料 ( 978) 啓発宣伝活動委託料 978
15,359			
15,359	1 報酬	112	1 市議会議員補欠選挙に要する 経費 (選挙管理委員会) 15,359
	7 報償費	42	
	10 需用費 1 消耗品費 5 印刷製本費	2,408 416 1,992	1 報 酬 ( 112) 選挙立会人報酬 112
	11 役務費 6 その他の役務費	19 19	7 報 償 費 ( 42) 立候補予定者説明会・立候補届出受付手話 通訳者謝礼 26
	12 委託料	5,621	立候補予定者説明会・立候補届出受付保育 士謝礼 16
	13 使用料及び賃借料	488	10 需 用 費 ( 2,408) 消耗品費 416 印刷製本費 1,992
	18 負担金補助及び交付金	6,669	11 役 務 費 ( 19) 筆 耕 料 19
			12 委 託 料 ( 5,621) ポスター掲示場作製設置等委託料 4,251 選挙公報配布委託料 893 投票用紙読取分類機操作サポート委託料 95 廃棄文書リサイクル処理委託料 70 音声版選挙公報作成委託料 312
			13 使用料及び賃借料 ( 488) 会場借上料 488
			18 負担金補助及び交付金 ( 6,669) 公費負担 6,669



款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	114,112	△ 2,043	112,069			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 2,043		千円	千円

## 給与費明細書

### 特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計			
補正後	長 等	3		30,660	12,113		136	42,909	6,917	49,826
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	45,753	246,048
	その他	1,117	139,817					139,817	279	140,096
	計	1,144	283,397	30,660	68,828		136	383,021	52,949	435,970
補正前	長 等	3		30,660	12,113		136	42,909	6,917	49,826
	議 員	24	143,580		56,715			200,295	45,753	246,048
	その他	1,033	137,574					137,574	279	137,853
	計	1,060	281,154	30,660	68,828		136	380,778	52,949	433,727
比 較	長 等									
	議 員									
	その他	84	2,243					2,243		2,243
	計	84	2,243					2,243		2,243

※ その他の手当は、通勤手当136千円である。

### 一 般 職

#### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 1,442	1,000,012	2,267,817	2,216,919	5,484,748	1,009,560	6,494,308	
補正前	(6) 1,411	997,268	2,267,817	2,212,804	5,477,889	1,009,560	6,487,449	
比 較	( ) 31	2,744		4,115	6,859		6,859	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		357,543	49,848	61,419	48,798	
補正前		357,543	49,848	61,419	48,798		235,353
比 較							4,115
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計	
補正後			14,940	272,880	685,001	487,022	2,216,919
補正前			14,940	272,880	685,001	487,022	2,212,804
比 較							4,115

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料		その他の 増減分	1 給与改定分 2 異動等分 3 再任用給与改定分	
職 員 手 当	4,115	その他の 増減分	1 期末・勤勉手当 (1) 給与改定分 (2) 異動等分  2 その他 4,115 (1) 給与改定分 (2) その他 4,115 (3) 再任用給与改定分	総務費 時間外勤務手当

議案第61号資料2

令和4年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	令和3年度末現在高(A)	令和4年度初当	令和4年度算第6	予算補正状況	補積額(C)		正立予定額(D)	の計取	令和4年度予定額(E)	令和4年度末見込額(F)=(A)+(D)-(E)
							額	正				
1	財政調整基金	元金 利子計	7,164,196		84	780,000	780,000	84	84	1,200,000	6,444,280	
2	職員退職手当基金	元金 利子計	9,418		1			1	1		9,419	
3	庁舎建設基金	元金 利子計	2,640,098		45			45	45		2,640,143	
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子計				100,000	100,000				100,000	
5	地域福祉基金	元金 利子計	957,525		34	997	997	34	34	1,360	957,196	
6	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利子計	368,676		2	131,159	131,159	2	2	66,000	91,365	
7	環境基金	元金 利子計	1,188,064		29	903	903	29	29	42,130		
8	都市再開発整備基金	元金 利子計								357,130	1,031,866	
9	みどり公園基金	元金 利子計	109,971		1	899	899	1	1	5,000	3,030	
10	市営住宅整備基金	元金 利子計	60,879		3,232			3,232	3,232	24,937	39,176	
11	教育施設整備基金	元金 利子計	152,306		2	2,993	2,993	2	2	30,000	153,282	
12	土地開発基金	元金 利子計	65		1			1	1		66	
合	計	元金 利子計	12,654,227		231,213	1,016,951	1,016,951	202	202	1,642,297	11,575,694	

議案第 6 1 号資料 3

小金井市長選挙及び小金井市議会議員補欠選挙概要

1 主要な事務日程

日 付	内 容	場 所	時 間
令和 4 年 1 0 月 2 8 日 (金)	立候補予定者説明会 (市長選)	市役所第二庁舎	午前 1 0 時 0 0 分～
	立候補予定者説明会 (市議補選)	市役所第二庁舎	午後 3 時 0 0 分～
1 1 月 8 日 (火)	事前審査	市役所第二庁舎	午前 9 時 0 0 分 ～午後 4 時 0 0 分
1 1 月 2 0 日 (日)	告 示	—	—
1 1 月 2 1 日 (月) ～ 2 6 日 (土)	第一期日前投票所 開 設	市役所第二庁舎	午前 8 時 3 0 分 ～午後 8 時 0 0 分
1 1 月 2 2 日 (火) 2 3 日 (水)	第三期日前投票所 開 設	西之台会館	午前 9 時 0 0 分 ～午後 8 時 0 0 分
1 1 月 2 4 日 (木) 2 5 日 (金)	第二期日前投票所 開 設	東小金井駅開設 記念会館	午前 9 時 0 0 分 ～午後 8 時 0 0 分
1 1 月 2 7 日 (日)	投 票	各投票所 ( 2 0 か所)	午前 7 時 0 0 分 ～午後 8 時 0 0 分
	開 票	総合体育館	午後 9 時 0 0 分～

2 投票所の変更

(1) 対象投票区

投票区	変更前	変更後	投票区域
第 1 0 投票所	都立多摩科学技術 高等学校	市役所第二庁舎	本町六丁目
第 1 5 投票所	都立小金井北 高等学校	市立緑小学校	緑町一・五丁目

(2) 周知方法（予定）

ア 市報

11月15日号に投票所の変更に関する案内を掲載

イ 案内チラシ配布

対象投票区域の全戸に、今回の選挙は投票所が変わる旨を掲載した案内チラシ（A4版）を配布（11月上旬）

ウ 選挙案内状に案内チラシを同封

対象投票区域へ送付する選挙案内状に、今回の選挙は投票所が変わる旨を掲載した案内チラシ（A4版）を同封（期日前投票が始まるまでに送付）

エ その他

市ホームページ及びツイッターによる案内（チラシの掲載等）

(3) 案内誘導（予定）

ア 第10投票所（都立多摩科学技術高等学校→市役所第二庁舎）

(ア) 都立多摩科学技術高等学校の門付近に案内板を設置

(イ) 都立多摩科学技術高等学校の門付近に案内員を配置

イ 第15投票所（都立小金井北高等学校→市立緑小学校）

市立緑小学校を第17投票所と共用する。

なお、投票所としては独立して設置するため、別の部屋をそれぞれ第15及び第17投票所として使用する。

(ア) 都立小金井北高等学校の門付近に案内板を設置

(イ) 都立小金井北高等学校の門付近に案内員を配置

(ウ) 都立小金井北高等学校から市立緑小学校に向かう道中に案内板を設置

(エ) 市立緑小学校内の動線の整理及び列が生じる場合に対応するための整理員を配置

(4) 次回以降選挙時の対応

従前の投票所に戻すことを想定している。その場合は、投票所が元の場所に戻る旨の周知を行う必要があるものと想定している。

議案第62号

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年10月21日提出

小金井市長職務代理者

小金井市副市長 小澤 賢治

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。



小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(平成6年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,  
560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を  
「316,250円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される小金井市議会議員及び小金井市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された小金井市議会議員及び小金井市長の選挙については、なお従前の例による。

小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供</p>	<p>(自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供</p>	<p>公費負担の限度額の改正</p>

給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

#### ウ 省略

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価7円73銭に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該候補者から得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場面に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金

給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

#### ウ 省略

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価7円51銭に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該候補者から得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場面に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 小金井市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額

公費負担の  
限度額の改  
正

同上

額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市議会議員及び小金井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される小金井市議会議員及び小金井市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された小金井市議会議員及び小金井市長の選挙については、なお従前の例による。

に310,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。